



たたずむ晩秋

11月！

何となく陽の光がよわよわしくなつた。
落葉の候であり、晩秋の季節である。
かつて濃いみどりのかがやきをみせた木立の葉は
色褪せた一葉づつのかれ葉となつて
風のない空間をひらりと舞つて
地上にそつと降りたつ。
やがて冷たいころもにつつまれた
灰色の冬がやつてくる。
11月！そこには冬のプレリュードとして
しずかに佇んでいる晩秋がある……

写真は北アルプスの立山・弥陀ヶ原高原である。本年
10月4日第12回全国統計大会が富山市において開催され
た。

11月には当地で「くすり祭」が行われる。これは家庭
薬の元祖富山2代藩主前田正甫公のまつりである。周知
のごとく富山は古くから「くすり」で全国的に知られ、
300年の歴史をもち遠く海外にまで進出する売薬は、年産
70億円に達している。

注 第12回全国統計大会については本誌1月号に特集
予定〔編集部〕

欧州各国の統計機構と統計調査（上）

—主に地方機構について—

行政管理庁統計基準局
企画課長 河合三良

1月の末から約4カ月間欧州を廻り各国の統計機構と統計調査を見学して来た。廻つた国はオランダ、西ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンの6カ国である。いろいろと見たり聞いたりしたことのうち地方統計機構に関連のある点について少し書きならべてみよう。

6カ国それぞれ違っている点、似ている点いろいろとある。地方統計機構の占める地位の重要性では各国大変な違いがある。少し極端な言い方をすればイギリス、オランダ、スウェーデンの3国には日本の地方統計機構にあたるようなものはない、一方ドイツ、フランス、イタリアは地方統計組織を持つている。その代り前3国にはサンプル調査のための極く小規模の常設調査網がある。また地方機構といつてもドイツの機構は州政府の機構であつて中央の連邦政府から独立した機構であるが、フランスでは中央の直轄出先機関である。ドイツの連邦国会は二院制であるが、その一院には州代表が参加している。州は強い自治権を有しており、その強さは日本の都道府県より遥かに強い。そのため統計の面でも連邦統計局は統計調査の企画、設計のみを行ない、その実査は州統計局に委ねられている。そして実査に必要な経費はすべて州政府が負担する。一方フランスでは中央政治の完全なコントロールの下にある18の直轄地方局が中央の指揮下に調査集計の実施にあたつている。イタリアには法律上は各府県に統計職員を置かねばならぬことになつてはいるようだが、実際にはなかなか十分に組織されていないようだ。

最末端の調査員制度については各国とも大体考え方は同じであるといえる。それは調査は原則として郵送方式によることとし、調査員は特殊な調査のみに使うという

ことである。特殊な調査というのはどういうものかという、人口、職業センサス、小売物価調査、手工業に関するセンサス、事業所センサス、農業に関する調査、家計調査などであり、これらの調査のうちでも国によつては郵送方式で調査を行なつている場合もある。たとえばイギリスなどは農業センサスも郵送方式であり、オランダで年に二度行われる農業センサスの一度は郵送で行なわれている。このように調査の大部分特に企業や事業所に対して申告を求める場合は、大体において郵送方式をとつていると考えてよい。また調査員制度をとる場合には、調査員に対して十分な謝礼が支払われている。

ドイツの地方統計機構——前記のようにドイツでは州の独立権が強いので連邦統計の実査にあたる業務は州政府の統計局にまかされている。西ドイツは八州に分れてはいるが、その他西ベルリン、ハンブルグ、ブレーメンの三市が統計では州なみの扱いをうけているので、合計11の地方統計局が統計調査の実査の事務に従事していることになる。私が訪ねたのは西ベルリンの統計局とバイエルン州の統計局(ミュンヘン市にある)の二つであつた。

西ベルリンの統計局長カーチ博士はもと連邦統計局の社会文化統計の責任者であつた人である。西ベルリン統計局には約200人の職員が働いており、このうち約23人がいわゆる統計専門家であつた。同局の予算は1959年に350万マルク(約3億円余)、1960年330万マルクということであつた。西ベルリンの人口は約220~230万人だから大体1人1マク半(140~150円)の見当になる。日本の統計予算は人件費も含めては100億円余りであるが、人口1人当たり大体50~60円くらいのところである。西ベルリンと比べてだけでもかなり低い。西ドイツ連邦政府の経費も加えればその差は益々大きくなる。

西ベルリンの州政府内では、統計活動はすべて統計局に集中されているが、統計局の実施している調査の約9割は連邦政府の事務だといわれている。州のための仕事としては文化統計・交通統計・住宅統計・警察統計・労働統計などがある。

ミュンヘンのバイエルン州統計局には約千人の職員が働いていた。このうち統計専門家は約68人で、やはり仕事の約9割は連邦の仕事である。この役所の総予算は1959～60年にかけての年度が670万マルク（約6億円）、このうち550万マルクが人件費である。この経費には人口センサス等の特別のセンサス経費は含まれず毎年くり返して行なわれる調査のみのものである。人口1人あたり0.7～0.8マルクで西ベルリンよりは低い。

西ベルリンでもミュンヘンでも人口センサスのためにIBM1401の電子計算機をつかっている。他の州統計局も同様であつて、州の結果を集計してこれを中央に送っている。電子計算機以外にもミュンヘンの州統計局には8台の集計機、8台の分類機、2台の照合機が置かれている。人口センサスの集計後はIBM1401は俸給計算に使われる予定である。

州統計局と連邦政府の関係はなかなか複雑である。連邦統計局の付属諮問委員会である統計委員会には、各州の統計局長が委員となつているし、又各州と連邦政府との間の連絡会議は屢々開かれている。州には州としての

要求があるし、連邦政府としては調査の基準の統一を図る必要があるので、その間の調整になかなか骨を折ることもあるようだ。

調査員制度——前記のように企業や事業所を対象とする調査は殆んど郵送方式で行われているが、人口調査などには多数の調査員が動員されている。例えば1960年人口センサスに際してはドイツでは約60万人の調査員が、オランダでは約10万人の調査員が動いた。これらのセンサスは人口センサスのみでなく、事業所センサスも同時に行なうものであるが、ドイツのフランクフルトでは、一調査員が一調査区30～35世帯を担当している。調査員手当としてフランクフルトでは、この仕事に対して約20マルク（1,900円）くらいを支払う。稼働日数は2～3日にすぎない。オランダでは4日間かかつて50ギルダー（約5千円）の手当を貰い、担当は約30世帯である。

日本と一番変つている点は調査員の選任であろう。オランダでもドイツでも調査員には先ず国の政府の職員、国の出先機関の職員、地方団体の職員が選ばれる。これは法規で定められている。役所は調査日は休みとする。これに加えてオランダでは学校の先生が、ドイツでは退職官吏、家庭婦人、学生等がこれに従事する。ドイツでも過去100年間は調査員は名誉職とみなされていたが、1950年のセンサス以来名誉職は考えられなくなつて来たということである。こんなところは日本とも似ている。

計算機のみかしばなし

日本での統計会計機械は明治38年に内閣統計局が作成した川口式統計機である、これは現在総理府統計局の資料閲覧室に陳列されており、形態は紡績機械のようで、作動するとあたかも紡績機のような音響を出すのも極めて日本的である。

今日の電子計算機が全然サイレントで驚異的計算を行つているのは対照的である。

——編集部——